

高齢者・障害者タクシー券を交付します

高齢者や障がいのある人が、健康で楽しく生きがいのある生活を送るための一助として「益城町高齢者・障害者タクシー券」を交付します。

対象者

①～④のいずれかに該当し、自動車やバイクを運転していない人。

ただし、令和3年4月1日以降に益城町に転入または障害者手帳を取得した人、介護保険施設か障害者施設に入所中または入院中の人は対象外です。

- ① 75歳以上(昭和21年4月1日以前生まれ)の人。
- ② 65歳以上74歳以下(昭和21年4月2日～昭和31年4月1日生まれ)で、運転免許証を自主返納した人。
- ③ 昭和21年4月2日～平成15年4月1日生まれで、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級・2級のいずれかを持っている人。
- ④ 平成15年4月2日以降生まれで、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級・2級のいずれかを持ち、保護者が自動車を運転していない人。

※①か②に該当し、令和2年度にタクシー券の交付を受けた人は、郵送で交付していますので、申請の必要はありません。

内容

タクシー券 6,000円分(契約タクシー業者のみ有効)
※今年度は、新型コロナウイルス感染症対策で2,000円増額しています。

申請について

申請期限 令和4年3月31日(木)

申請方法 郵送か福祉課窓口(仮設庁舎1階)での申請
※申請書は町ホームページでダウンロード可。

必要なもの

- ・申請者の「本人確認書類」(免許証、保険証等)
※代理申請の場合は、代理人の「本人確認書類」
- ・運転免許証を自主返納された人は、「運転免許取消通知書」か「運転経歴証明書」
- ・障がい者は、「障害者手帳」

郵送申請の送付先

〒861-2295
熊本県上益城郡益城町大字木山594
益城町役場福祉課 益城町タクシー券担当

※申請に必要な書類の写しを同封してください。担当係で受け付け後、タクシー券を対象者に郵送します。

☎ 高齢者 : 福祉課 地域福祉係 ☎ 234-6113
障がい者 : 福祉課 障がい支援係 ☎ 286-3115

新築・増築した家屋の調査を行います

新築・増築した家屋の固定資産評価額を算出するため、家屋の内部・外部調査を行います。所有者へ通知文を発送しますので、ご協力をお願いします。なお、家屋調査は予約制です。詳しくは、通知文をご覧ください。

家屋調査について

- ・通知文が届く前に早めの調査を希望する場合は、事前にご相談ください。
- ・新型コロナウイルス感染症が心配で、家屋の内部調査を希望しない場合は、予約の際にお伝えください。その場合は、家屋の図面や外観調査によって評価を行う予定です。
- ・調査員は、固定資産評価補助員証を携帯しています。
- ・家屋を解体した場合も、ご連絡をお願いします。

☎ 税務課 固定資産係 ☎ 286-3380